特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	障害者自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、障害者自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

高知県知事

公表日

令和8年11月19日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法による自立支援給付のうち、自立支援医療費（精神通院医療）の支給に関する事務 Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	高知県障害者手帳交付システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub（PMH）
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表117の項、番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会・情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表　144の項及び第146条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課
②所属長の役職名	障害保健支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高知県総務部法務文書課　〒780-8570　高知県高知市丸ノ内1-2-20　088-823-9156
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高知県立精神保健福祉センター　〒780-0850　高知市丸ノ内2-4-1　088-821-4966
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	高知県マイナンバー総点検本部（R5.12.5開催）の決定事項に基づき、判定会後に住基ネットワークシステムと業務システムのデータと突合して副本登録をしているから。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護評価指針に基づく事務取扱者の教育を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅰ　関連情報－３	番号法第9条第1項　別表第一　84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第60条	番号法第9条第1項　別表117の項	事後	番号法等の改正
令和6年10月31日	Ⅰ　関連情報－４－②	【情報提供】 ・番号法第19条第8号　別表第二　56の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第30条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号　別表第二　108項、109項、110項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第55条	【情報照会・情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表　144の項及び第146条	事後	番号法等の改正
令和6年10月31日	Ⅱ　しきい値判断項目　1	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点変更
令和6年10月31日	Ⅱ　しきい値判断項目　2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点変更
令和7年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目　1	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点変更
令和7年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目　2	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点変更
令和8年11月1日	Ⅰ　関連情報－１－②	障害者総合支援法による自立支援給付のうち、自立支援医療費（精神通院医療）の支給に関する事務	Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務　を追記	事後	PMHを活用した情報連携の開始による改正
令和8年11月1日	Ⅰ　関連情報－１－③	高知県障害者手帳交付システム、統合宛名システム、中間サーバー	高知県障害者手帳交付システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub（PMH）	事後	PMHを活用した情報連携の開始による改正
令和8年11月1日	Ⅰ　関連情報－３	番号法第9条第1項　別表117の項	番号法第9条第1項　別表117の項、番号法第19条第6号	事後	PMHを活用した情報連携の開始による改正